

第五十六号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表中「及び庭球場」を「庭球場及び詰所」に改める。

別表第一 徳島県鳴門総合運動公園の項中「健康トレーニング室 体力相談室」を「詰所 健康トレーニング室」に、「選手更衣室 休憩室」を「選手更衣室」に改める。

別表第二の一の表中「二三、八六五円」を「二四、二六二円」に、「二三六円」を「二四〇円」に改め、同表の二の表中「五六円」を「五八円」に、「三九円」を「四二円」に、「六五円」を「六六円」に、「四八円」を「四九円」に、「七四四円」を「七六五円」に、「三六円」を「三七円」に、「六一円」を「六三円」に、「三七六円」を「三八七円」に改め、同表の三の表中「六二八円」を「六四五円」に、「二、二五二円」を「二、二八六円」に、「六、二九〇円」を「六、四六九円」に改める。

別表第三のその一の1を次のように改める。

1 専用する場合

有料公園施設の種類の	区 分	単 位	金 額
	職業としてスポーツをする者	半日	三八、二八〇円
		一日	五〇、八五〇円
	生徒等	半日	二、九三〇円
		一日	四、五一〇円
	入場料を徴収しない場合		

野球場	入場料を徴収する場合	その他の者	半日	五、五五〇円	
			一日	八、五二〇円	
		職業としてスポーツをする者	半日	三八二、一四〇円	
			一日	五〇八、六八〇円	
		生徒等	半日	五、二九〇円	
			一日	七、一三〇円	
	その他の者	半日	一、二四〇円		
		一日	一四、一〇〇円		
	陸上競技場	入場料を徴収しない場合	職業としてスポーツをする者	半日	一一、九五〇円
				一日	一四三、三八〇円
			生徒等	半日	七、一三〇円
				一日	八、九二〇円
その他の者			半日	一三、三九〇円	
			一日	一八、六七〇円	
入場料を徴収する場合		職業としてスポーツをする者	半日	四二〇、六八〇円	
			一日	五五九、四四〇円	
		生徒等	半日	一一、五三〇円	
			一日	一七、七三〇円	
		その他の者	半日	四二、〇六〇円	
			一日	五五、九四〇円	
入場料を徴収しない場合	職業としてスポーツをする者	半日	一七、七七〇円		
		一日	四二、五八〇円		
	生徒等	半日	一、七〇〇円		
		一日	三、六一〇円		

第二陸上競技場	入場料を徴収する場合	その他の者	半日	五、五五〇円	
			一日	八、五二〇円	
		職業としてスポーツをする者	半日	一一、〇八〇円	
			一日	一七〇、三三〇円	
		生徒等	半日	五、四二〇円	
			一日	七、二二〇円	
	その他の者	半日	一、一〇〇円		
		一日	一七、〇三〇円		
	球技場	入場料を徴収しない場合	職業としてスポーツをする者	半日	五七、九〇〇円
				一日	八九、一二〇円
			生徒等	半日	五、五六〇円
				一日	八、五六〇円
その他の者			半日	一、五八〇円	
			一日	一七、八二〇円	
入場料を徴収する場合		職業としてスポーツをする者	半日	二〇〇、三六〇円	
			一日	三〇八、三六〇円	
		生徒等	半日	九、六二〇円	
			一日	一四、八二〇円	
		その他の者	半日	二〇、〇三〇円	
			一日	三〇、八三〇円	
入場料を徴収しない場合	生徒等	一面二時間未満	六六〇円		
		一面半日	一、〇一〇円		
		一面一日	一、三四〇円		
		一面二時間未満	一、一三〇円		

庭球場	入場料を徴収する場合	その他の者	一面半日	一、七六〇円
			一面一日	二、四六〇円
		生徒等	一面半日	一、五八〇円
			一面一日	一、九一〇円
		その他の者	一面半日	二、四六〇円
			一面一日	二、五四〇円
水泳プール	二十五メートルプール		午前	三、七六〇円
			午後	五、五五〇円
			夜間	一、九九〇円
			午前及び午後	七、五八〇円
	五十メートルプール		午前	五、五五〇円
			午後	九、三四〇円
			夜間	三、七六〇円
			午前及び午後	一、二四〇円
	飛込み用プール		午前	一、〇四〇円
			午後	一、一八〇円
			夜間	六八〇円
			午前及び午後	一、九九〇円
相撲場	入場料を徴収しない場合	生徒等	半日	七九〇円
			一日	一、五八〇円
		その他の者	半日	一、四一〇円
			一日	二、八三〇円
	入場料を徴収する場合	生徒等	半日	一、一八〇円
			一日	二、三六〇円

体育ホール	スポーツに使用する場合	生徒等	半日	11,360円
			一日	41,130円
			午前	11,130円
			午後	11,700円
			夜間	3,490円
		午前及び午後	3,840円	
		午前から夜間まで	7,340円	
		その他の者	午前	4,140円
			午後	5,670円
			夜間	7,130円
	午前及び午後		8,050円	
	午前から夜間まで		15,180円	
	スポーツ以外の用途に使用する場合	生徒等	午前	6,420円
			午後	8,120円
			夜間	10,510円
			午前及び午後	11,510円
			午前から夜間まで	13,030円
		その他の者	午前	12,790円
			午後	17,060円
			夜間	12,680円
午前及び午後			14,180円	
午前から夜間まで			45,860円	
		午前	35,100円	
		午後	43,010円	

武道館	スポーツに使用する場合	職業としてスポーツをする者	夜間	五七、三八〇円	
			午前及び午後	六一、六五〇円	
			午前から夜間まで	一一九、〇三〇円	
		生徒等	午前	二、四七〇円	
			午後	二、七〇〇円	
			夜間	四、〇六〇円	
			午前及び午後	四、四〇〇円	
			午前から夜間まで	八、四六〇円	
		その他の者	午前	五、二〇〇円	
			午後	五、六七〇円	
			夜間	八、六五〇円	
			午前及び午後	八、九九〇円	
			午前から夜間まで	一七、六五〇円	
		スポーツ以外の用途に使用する場合	生徒等	午前	一六、三七〇円
				午後	二〇、五五〇円
	夜間			一七、三三〇円	
	午前及び午後			一九、五〇〇円	
	午前から夜間まで			五六、八三〇円	
	その他の者		午前	三五、二〇〇円	
			午後	四三、〇二〇円	
夜間			五七、三八〇円		
午前及び午後			六一、六五〇円		
午前から夜間まで			一一九、〇三〇円		
		午前	一、八九〇円		

弓道場	生徒等		午後		二、二八〇円	
	生徒等		夜間		二、五五〇円	
弓道場	その他の者		午前及び午後		三、一一〇円	
	その他の者		午前から夜間まで		五、六六〇円	
全面を使用する場合	メインアリーナ	スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	職業としてスポーツをする者	半日	一〇八、六〇〇円
				職業としてスポーツをする者	一日	一六四、五九〇円
			生徒等	半日	九、二五〇円	
				一日	一四、〇一〇円	
				その他の者	半日	一九、〇四〇円
		その他の者	一日	二八、八七〇円		
		入場料を徴収する場合	職業としてスポーツをする者	半日	一八〇、一九〇円	
			職業としてスポーツをする者	一日	二七三、二一〇円	
			生徒等	半日	一五、三五〇円	
				一日	一三、二七〇円	
	その他の者		半日	三、六一〇円		
	その他の者	一日	四七、九二〇円			
	スポーツ以外の用途に使用する場合	生徒等	半日	六四、〇五〇円		
			一日	九七、〇六〇円		
		その他の者	半日	一三二、八八〇円		
			その他の者	半日		

体育館	サブアリーナ	スポーツに使用する場 合	職業としてスポー ツをする者	一日	一九九、八三〇円		
				半日	三六、三三〇円		
			生徒等	一日	五五、〇八〇円		
				半日	三、〇九〇円		
			その他の者	一日	四、六九〇円		
				半日	六、三五〇円		
		スポーツ以外の用途に 使用する場 合	生徒等	一日	三二、四七〇円		
				半日	一一、四三〇円		
			その他の者	一日	六六、八五〇円		
				半日	四四、一一〇円		
			一部を使用 する場合	バレーボールコートとして使用する 場合	生徒等	一面半日	二、三三〇円
						一面一日	三、四九〇円
	その他の者	一面半日			四、七六〇円		
		一面一日			七、二一〇円		
	バスケットボールコートとして使用 する場合	生徒等		一面半日	三、〇八〇円		
				一面一日	四、六六〇円		
		その他の者		一面半日	六、三四〇円		
				一面一日	九、六一〇円		
	テニスコートとして使用する場 合	生徒等		一面半日	三、〇八〇円		
				一面一日	四、六六〇円		
		その他の者		一面半日	六、三四〇円		
				一面一日	九、六一〇円		
			生徒等	一面半日	四、六一〇円		

		ハンドボールコートとして使用する 場合	その他の者	一面一日	七、〇〇〇円
				一面半日	九、五二〇円
			一面一日	一四、四三〇円	
		バドミントンコートとして使用する 場合	生徒等	一面半日	六五〇円
				一面一日	九九〇円
			その他の者	一面半日	一、三五〇円
一面一日	二、〇五〇円				
集会所	生徒等	半日	四、九六〇円		
		一日	七、〇〇〇円		
	その他の者	半日	一〇、六五〇円		
		一日	一五、〇三〇円		
詰所	生徒等	半日	六九〇円		
		一日	一、〇五〇円		
	その他の者	半日	一、三八〇円		
		一日	二、一〇〇円		

別表第三のその二の表中体力相談室の項を削り、「二、九〇〇円」を「二、九八〇円」に、「三、四七〇円」を「三、五六〇円」に改め、休憩室の項を削り、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八三〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「八、三六〇円」を「八、五九〇円」に、「二一、九五〇円」を「二二、二九〇円」に、「二、四四〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五八〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七八〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「九九〇円」を「一、〇一〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九九〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「四、九四〇円」を「五、〇八〇円」に、「二七、〇一〇円」を「二七、四九〇円」に、「六、五二〇円」を「六、六九〇円」に、「二四、八七〇円」を「二五、二九〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「二二、〇八〇円」を「二二、四三〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四二〇円」

に、「二、〇六〇円」を「二、一一〇円」に改め、同表のその三の表中「四三、〇五〇円」を「四四、二八〇円」に、「二五、七八〇円」を「二六、一三〇円」に改め、同表備考中第十二項を第十三項とし、同備考第十一項中「七百十円」を「七百三十円」に、「千五百十円」を「千五百五十円」に改め、同項を同備考第十二項とし、同備考第十項の次に次の一項を加える。

11 詰所を陸上競技場と併せて使用する場合（陸上競技場を専用する場合に限る。）においては、詰所の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

別表第四中「二、〇〇〇円」を「二、三四〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に許可又は承認を受けている都市公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図るとともに、徳島県鳴門総合運動公園に詰所を新設することに伴い、関係規定について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。